

1-10. 那覇市議会における協議等の場に関する要綱

令和 7 年 8 月 27 日
議 長 決 裁

目次

- 第1章 総則(第1条―第3条)
- 第2章 那覇市議会各派代表者会議(第4条―第6条)
- 第3章 那覇市議会正副委員長会議(第7条)
- 第4章 那覇市議会全員協議会(第8条)
- 第5章 那覇市議会災害対策連絡本部(第9条―第12条)
- 第6章 参画会議・広聴会議・広報会議(第13条―第15条)
- 第7章 雑則(第16条)
- 付則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要綱は、那覇市議会会議規則(昭和47年那覇市議会規則第3号。以下「会議規則」という。)第166条第6項の規定に基づき、会議規則第166条第1項の協議等の場の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(公開等)

第2条 協議等の場の会議は、原則として公開する。ただし、協議等の場において那覇市情報公開条例(平成26年那覇市条例第26号)第7条第1項各号に該当すると判断した事項について調査、協議又は調整をするとき、若しくは出席議員の過半数の議決があったときは、非公開にすることができる。

2 議長又は座長は、職員をして、協議等の場の会議の概要、出席者の氏名等必要な事項を記録させなければならない。

(意見聴取等)

第3条 招集権者は、協議等の場に会派(那覇市議会基本条例(平成24年那覇市条例第78号、第4条及び第6条において「基本条例」という。)第5条の規定により結成された会派をいう。以下同じ。)から構成員を選出していない会派の代表者及び会派に属さない議員から、協議等の内容について意見を聴くことができる。ただし、会議規則別表第1の那覇市議会正副委員長会議(第7

条において「正副委員長会議」という。)及び那覇市議会全員協議会(第8条において「全員協議会」という。)は除く。

- 2 前項に規定するほか、必要があると認めるときは、各協議等の場に諮り、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

第2章 那覇市議会各派代表者会議 (所掌事務)

第4条 基本条例第26条第2項及び会議規則別表第1の那覇市議会各派代表者会議は、同表那覇市議会各派代表者会議(以下「代表者会議」という。)の項目的の欄に定めるもののほか、次に掲げる事項の調査、協議又は調整並びに決定事項の実施を行う。

- (1) 議会の機能・議員力の向上
- (2) 大学等とのパートナーシップ協定の締結
- (3) 議員研修のあり方の検討・強化
- (4) その他議会改革を推進するために必要と認めた事項

(代表者会議の議事等)

第5条 代表者会議は、招集権者が必要と認めるときに開催する。

- 2 代表者会議に会派を代表する議員(次項において「会派代表者」という。)が出席できない場合は、当該会派は代理となる議員を出席させなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、会派代表者が欠席した会派は、その会議で決定された事項に従わなければならない。
- 4 代表者会議の議事の進行は、議長が行い、議長に事故があるとき又は議長が欠けたときは、副議長がその職務を行う。
- 5 議長は、必要があると認めたときは、副議長その他議長が指名した議員に代表者会議の議事の進行を行わせることができる。
- 6 議長及び副議長が欠けたとき又は一般選挙後議長が選挙されるまでの間は、事務局長が議事を行う。

(周知等)

第6条 代表者会議に出席した議員は、各会派を構成する議員にその会議の概要を周知するとともに、基本条例第5条第3項の規定に準じて、必要に応じ会派間で調整を行い、合意形成に努めるものとする。

第3章 那覇市議会正副委員長会議

(正副委員長会議の議事等)

第7条 正副委員長会議は、招集権者が必要と認めるときに開催する。

2 正副委員長会議の議事の進行は、議長が行い、議長に事故があるとき又は議長が欠けたときは、副議長がその職務を行う。

第4章 那覇市議会全員協議会

(全員協議会の議事等)

第8条 全員協議会は、招集権者が必要と認めるときに開催する。

2 全員協議会の議事の進行は、議長が行い、議長に事故があるとき又は議長が欠けたときは、副議長がその職務を行う。

3 議長は、必要があると認めたときは、全員協議会の同意により指名した議員に会議の議事の進行を行わせることができる。

4 全員協議会は、議員の定数の半数以上の議員が出席しなければ開くことができない。

第5章 那覇市議会災害対策連絡本部

(議会本部の所掌事務)

第9条 会議規則別表第1の那覇市議会災害対策連絡本部は、同表那覇市議会災害対策連絡本部(以下「議会本部」という。)の項目的の欄に定めるもののほか、次に掲げる事務を行う。

(1) 議員からの情報を収集し、及び整理し、並びに那覇市災害対策本部(災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条の2第1項の規定により設置されるものをいう。以下「市本部」という。)その他の関係機関に情報の提供を行うこと。

(2) 国、県その他の関係機関に対して要請活動等を行うための内容を検討すること。

(3) 市本部その他の関係機関からの依頼事項の実施に関すること。

(4) その他議長が必要と認めること。

(議会本部の設置)

第10条 議会本部は、市本部が設置され、市本部における職員の配備体制が第3配備となった場合、遅滞なく設置されるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、緊急を要するときは、議長又は次条第2項又は第3項の規定により職務を代理するもの(次条第5項及び第12条第2項において「議

長等」という。)の決するところによることができる。

(議会本部の事務等)

第11条 議長は、議会本部の事務を総理し、議会本部を代表する。

- 2 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるとき又は議長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 3 議長及び副議長に事故があるとき又は議長及び副議長が欠けたときは、那覇市議会委員会条例(昭和47年那覇市条例第83号)第4条第1項の議会運営委員会の委員長が議長の職務を代理する。この場合において、議会運営委員会委員長に事故があるとき又は議会運営委員会委員長が欠けたときは、各会派を代表する議員のうち年長のものが議長の職務を代理する。
- 4 議長は、会派を代表する議員に事故があるとき又は会派を代表する議員が欠けたときは、当該会派の議員の中から代理するものを選任することができる。
- 5 議会事務局は、議長等の命を受け、議会本部の事務を補佐する。

(市本部との連携等)

第12条 議会本部は、市本部の活動状況に十分配慮したうえで、必要に応じて、市本部に対し、災害情報の説明を求めることができる。

- 2 議長等及び市長は、効果的な復旧・復興に資するため、協議又は調整を行うことができる。

第6章 参画会議・広聴会議・広報会議

(所掌事務)

第13条 会議規則別表第2の参画会議は、同表参画会議の項目的の欄に定めるもののほか、次に掲げる事項の調査、協議又は調整並びに決定事項の実施を行う。

- (1) 市民の政治参加に関すること
 - (2) 模擬議会等に関すること
 - (3) 市民が議会に親しむための機会に関すること
 - (4) その他参画会議が必要と認めた事項
- 2 会議規則別表第2の広聴会議は、同表広聴会議の項目的の欄に定めるもののほか、次に掲げる事項の調査、協議又は調整並びに決定事項の実施を行う。
 - (1) 市民と議員との意見交換に関すること
 - (2) 市民の議会に対する要望の把握検討に関すること
 - (3) その他広聴会議が必要と認めた事項

3 会議規則別表第2の広報会議は、同表広報会議の項目的の欄に定めるもののほか、次に掲げる事項の調査、協議又は調整並びに決定事項の実施を行う。

(1) 市民に対するわかりやすい議会情報の発信に関すること

(2) その他広報会議が必要と認めた事項

第14条 前条各項の会議(以下この条及び次条において「各会議」という。)の設置期間は、2年とする。

2 各会議に座長及び座長補佐各1人を置く。

3 座長及び座長補佐は、構成員において互選する。

4 座長は、会務を総理し、各会議を代表する。

(各会議の議事等)

第15条 各会議は、招集権者が必要と認めるときに開催する。

2 各会議は、それぞれ構成員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 各会議の議事は、出席した構成員の過半数で決し、可否同数のときは、座長の決するところによる。

4 前項の場合においては、座長は、構成員として議決に加わることができない。

5 座長は、各会議において必要があると認めるときは、決定した議事等を議長に報告又は相談する。この場合において、議長は、必要に応じ、その内容について代表者会議に諮ることができる。

第7章 雑則

(補則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、議長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年8月27日から施行する。

(那覇市議会各派代表者会議要綱等の廃止)

2 次に掲げる要綱は、廃止する。

(1) 那覇市議会各派代表者会議要綱(平成20年9月10日議長決裁)

(2) 那覇市議会正副委員長会議要綱(平成20年9月10日議長決裁)

(3) 那覇市議会全員協議会要綱(平成24年2月2日議長決裁)

- (4) 那覇市議会改革推進会議設置要綱(平成25年5月24日議長決裁)
- (5) なは市議会だより編集委員会設置要綱(平成26年8月27日議長決裁)
- (6) 那覇市議会災害対策連絡本部要綱(令和2年12月10日議長決裁)

【制定理由】

那覇市議会会議規則の令和7年6月30日改正において、同規則第166条第1項の「協議等の場」を再編したことに伴い、今まで個別に制定されていた各「協議等の場」に関する要綱について、共通する事項を整理し一本化した。